

「不動産相続の 相談会」



令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まりました。

家や土地の相続による名義変更、遺言作成、相続土地国庫帰属制度、土地の境界問題や空き家対策等のご相談に、司法書士、土地家屋調査士、法務局職員、市職員がお応えする相談会を開催します。

相談は事前予約が必要となりますので、お早めのご予約をお願いします。

開催日時 令和7年2月22日(土)10時～16時

開催場所 長崎地方法務局5階会議室(長崎市万才町8-16)

主催 長崎県司法書士会

(共催 長崎地方法務局、長崎県土地家屋調査士会、長崎市)

予約及び ☎095-823-4777(長崎県司法書士会)

お問合せ **予約期間** 令和7年2月3日(月)～2月19日(水)
平日9時～17時(土、日、祝日不可)